

群馬県市町村会館使用料条例

平成 7年11月24日
条 例 第 6 号

改正 平成16年 9月 3日条例第1号
平成22年11月25日条例第5号
平成23年 5月16日条例第2号
平成26年 3月22日条例第1号
平成31年 2月15日条例第1号
令和 4年 8月17日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。第225条及び第228条の規定に基づき群馬県市町村会館（以下「会館」という。）の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会議室」とは、会館の101会議室、大研修室、大会議室、201会議室、501研修室、502研修室、特別会議室及び和室をいう。

2 この条例において「事務室」とは、会館の会議室以外の部屋をいう。

(使用料の徴収)

第3条 法第238条の4第7項の規定による許可を受けて会議室又は事務室を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第4条 使用料の額は、別表第1及び別表第2により算出した額に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。

(使用料の納付期限)

第5条 会議室及び事務室の使用料は、管理者が指定した日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 群馬県市長会、群馬県町村会、群馬県市議会議長会、群馬県町村議会議長会（以下「市町村関係4団体」という。）又は公益財団法人群馬県市町村振興協会が事務室を使用するとき。
- (2) 市町村関係4団体若しくは公益財団法人群馬県市町村振興協会若しくは群馬県市町村職員共済組合若しくは群馬県国民健康保険団体連合会若しくは群馬県市町村職員年金者連盟又は群馬県内の市町村が会議室を使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急の施設として短期間使用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか管理者が特に必要があると認めるとき。

(実費負担)

第7条 事務室の利用者は、その利用した電気、電話等の実費相当額を負担しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年12月25日から施行する。ただし、第4条第4項の規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年11月25日条例第5号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月16日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月22日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年8月17日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

ア 会議室使用料

区 分	午 前 9:00~12:00	午 後 13:00~17:00	全 日 9:00~17:00
101会議室	2,400円	3,000円	5,400円
大 研 修 室	13,200円	16,800円	30,000円
大 会 議 室	13,200円	16,800円	30,000円
201会議室	2,400円	3,000円	5,400円
501研修室	4,200円	5,400円	9,600円
502研修室	3,600円	4,800円	8,400円
特別会議室	6,600円	8,400円	15,000円
和 室	2,400円	3,000円	5,400円

イ 会議室附属設備使用料

区 分	単 位	金 額
インターネット	1回当たり	1,000円

別表第2（第4条関係）

事務室使用料

使 用 料	
使用面積 1 m ² 当たり	月額 2,000円

備考 使用面積に1 m²未満の端数を生ずるときは、その端数は1 m²として計算する。